

議案第 57 号

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 109 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

旧取手市立取手第一中学校の体育館及びグラウンドについて、令和 8 年度から新たに体育施設「取手市立井野体育館」として管理することに伴い、名称、利用日・利用時間、使用料の額を定める等所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成１７年条例第１０９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
(名称及び位置) 第２条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>取手市立取手グリーンスポーツセンターの項から取手市立高須体育館の項まで</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>取手市立井野体育館</u></td><td><u>取手市井野三丁目15番1号</u></td></tr> </table> (施設) 第４条 体育施設には、それぞれ次の表に掲げる施設を設ける。 <table> <tr> <th>名称</th><th>施設</th></tr> <tr> <td>取手市立取手グリーンスポーツセンター</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>取手市立藤代スポーツセンター</td><td>総合体育館 野球場 テニスコート <u>多目的グラウンド</u> クレー広場 ピクニック広場</td></tr> <tr> <td>取手市立高須体育館</td><td>体育館 <u>グラウンド</u></td></tr> <tr> <td><u>取手市立井野体育館</u></td><td><u>体育館</u> <u>グラウンド</u></td></tr> </table> (使用料) 第９条 利用の許可を受けた者(以下「利用	名称	位置	取手市立取手グリーンスポーツセンターの項から取手市立高須体育館の項まで	(略)	<u>取手市立井野体育館</u>	<u>取手市井野三丁目15番1号</u>	名称	施設	取手市立取手グリーンスポーツセンター	(略)	取手市立藤代スポーツセンター	総合体育館 野球場 テニスコート <u>多目的グラウンド</u> クレー広場 ピクニック広場	取手市立高須体育館	体育館 <u>グラウンド</u>	<u>取手市立井野体育館</u>	<u>体育館</u> <u>グラウンド</u>	(名称及び位置) 第２条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>取手市立取手グリーンスポーツセンターの項から取手市立高須体育館の項まで</td><td>(略)</td></tr> </table> (施設) 第４条 体育施設には、それぞれ次の表に掲げる施設を設ける。 <table> <tr> <th>名称</th><th>施設</th></tr> <tr> <td>取手市立取手グリーンスポーツセンター</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>取手市立藤代スポーツセンター</td><td>総合体育館 野球場 テニスコート <u>多目的グラウンド</u> クレー広場 ピクニック広場</td></tr> <tr> <td>取手市立高須体育館</td><td>体育館 <u>グラウンド</u></td></tr> </table> (使用料) 第９条 利用の許可を受けた者(以下「利用	名称	位置	取手市立取手グリーンスポーツセンターの項から取手市立高須体育館の項まで	(略)	名称	施設	取手市立取手グリーンスポーツセンター	(略)	取手市立藤代スポーツセンター	総合体育館 野球場 テニスコート <u>多目的グラウンド</u> クレー広場 ピクニック広場	取手市立高須体育館	体育館 <u>グラウンド</u>
名称	位置																												
取手市立取手グリーンスポーツセンターの項から取手市立高須体育館の項まで	(略)																												
<u>取手市立井野体育館</u>	<u>取手市井野三丁目15番1号</u>																												
名称	施設																												
取手市立取手グリーンスポーツセンター	(略)																												
取手市立藤代スポーツセンター	総合体育館 野球場 テニスコート <u>多目的グラウンド</u> クレー広場 ピクニック広場																												
取手市立高須体育館	体育館 <u>グラウンド</u>																												
<u>取手市立井野体育館</u>	<u>体育館</u> <u>グラウンド</u>																												
名称	位置																												
取手市立取手グリーンスポーツセンターの項から取手市立高須体育館の項まで	(略)																												
名称	施設																												
取手市立取手グリーンスポーツセンター	(略)																												
取手市立藤代スポーツセンター	総合体育館 野球場 テニスコート <u>多目的グラウンド</u> クレー広場 ピクニック広場																												
取手市立高須体育館	体育館 <u>グラウンド</u>																												

者」という。)は、次の各号に掲げる体育施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を前納しなければならない。 (1)から(3)まで (略) (4) <u>取手市立井野体育館 別表第5に規定する額</u> 2 利用者のうち、<u>別表第6</u>に規定する附属設備(以下「附属設備」という。)を利用した者は、同表に規定する使用料(以下「附属設備使用料」という。)を実際に利用した時間に応じて直ちに納付しなければならない。この場合において、1時間に満たない附属設備の利用は、1時間の利用とみなす。 (使用料の減免) 第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>前条第1項及び第2項の使用料(以下「使用料」という。)</u>を減額し、又は免除することができる。 (利用料金) 第20条 (略) 2 (略) 3 前2項に規定する料金(以下「利用料金」という。)は、<u>次の各号</u>に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。 (1) 施設利用料金 別表第2から<u>別表第6</u>までに規定する額 (2) (略) 4 及び5 (略)	者」という。)は、次の各号に掲げる体育施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料(<u>以下「使用料」という。</u>)を前納しなければならない。 (1)から(3)まで (略) 2 利用者のうち、<u>別表第5</u>に規定する附属設備(以下「附属設備」という。)を利用した者は、同表に規定する使用料(以下「附属設備使用料」という。)を実際に利用した時間に応じて直ちに納付しなければならない。この場合において、1時間に満たない附属設備の利用は、1時間の利用とみなす。 (使用料の減免) 第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>使用料</u>を減額し、又は免除することができる。 (利用料金) 第20条 (略) 2 (略) 3 前2項に規定する料金(以下「利用料金」という。)は、<u>次に掲げる</u>区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。 (1) 施設利用料金 別表第2から<u>別表第5</u>までに規定する額 (2) (略) 4 及び5 (略)
--	--

改正前 (対応する改正後の欄はこの欄の次に記載)
別表第1(第6条関係) 取手市立取手グリーンスポーツセンターの表 (略) 取手市立藤代スポーツセンター

施設	利用日	利用時間
総合体育館 野球場	毎週月曜日(祝日に当たるときは、 その翌日)及び12月29日から翌年 1月3日までの日を除く毎日	(略)
テニスコート	(略)	(略)
<u>多目的グラウンド</u>	(略)	(略)
クレー広場 ピクニック広場	(略)	(略)

取手市立高須体育館

施設	利用日	利用時間
体育館	(略)	(略)
<u>グラウンド</u>	(略)	(略)

別表第3(第9条, 第20条関係)

取手市立藤代スポーツセンター

- (1) (略)
(2) 屋外施設

(単位: 円)

施設の名称	利用区分		団体使用料						個人 使用 料
		利用時間帯	9～11 時	11～ 13時	13～ 15時	15～ 17時	17～ 19時	19～ 21時	
野球場の部 及びテニス コートの部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>多目的グラ ウンド</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
クレー広場 の部及びピ クニック広 場の部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第4(第9条, 第20条関係)

取手市立高須体育館

(単位: 円)

施設の名称	団体使用料					
	9～11 時	11～13 時	13～15 時	15～17 時	17～19 時	19～21 時
体育館	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>グラウンド</u>	無料					
備考 (略)						
<u>別表第 5</u> (略)						

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）		
別表第1(第6条関係)		
取手市立取手グリーンスポーツセンターの表 (略)		
取手市立藤代スポーツセンター		
施設	利用日	利用時間
総合体育館 野球場	毎週月曜日(祝日に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日	(略)
テニスコート	(略)	(略)
多目的グラウンド	(略)	(略)
クレー広場 ピクニック広場	(略)	(略)
取手市立高須体育館		
施設	利用日	利用時間
体育館	(略)	(略)
グラウンド	(略)	(略)
取手市立井野体育館		
施設	利用日	利用時間
体育館	藤代スポーツセンター総合体育館と同じ	午前9時から午後9時まで
グラウンド	藤代スポーツセンター総合体育館と同じ	午前9時から午後6時まで
別表第 3(第 9 条, 第 20 条関係)		
取手市立藤代スポーツセンター		
(1) (略)		

(2) 屋外施設

(単位：円)

施設の名称	利用区分		団体使用料						個人使用料
	利用時間帯		9～11時	11～13時	13～15時	15～17時	17～19時	19～21時	
野球場の部及びテニスコートの部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>多目的グラウンド</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
クレー広場の部及びピクニック広場の部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第4(第9条, 第20条関係)

取手市立高須体育館

(単位：円)

施設の名称	団体使用料					
	9～11時	11～13時	13～15時	15～17時	17～19時	19～21時
体育館	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>グラウンド</u>	無料					

備考 (略)

別表第5(第9条, 第20条関係)

取手市立井野体育館

(単位：円)

<u>施設の名称</u>	<u>団体使用料</u>				<u>個人使用料</u>
	<u>9～12時</u>	<u>12～15時</u>	<u>15～18時</u>	<u>18～21時</u>	
<u>体育館</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	各時間帯ごとに 一般 300 小学生及び中学生 140 未就学児 無料
<u>グラウンド</u>	無料				

備考

- (1) 市民(市内に在住し、在学し、又は在勤する者をいう。)以外の利用者の施設使用料は、5割増しの額とする。
- (2) 利用時間がこの表の区分時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- (3) 利用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- (4) 利用者は、施設の個人使用料の支払に限り、教育委員会の発行するカードを使用することができる。この場合において、カードは1,000円、2,000円、3,000円、5,000円の4種類とし、それぞれの1割増しの額まで支払うことができる。
- (5) この表において「小学生」とは小学校及びこれに相当する学校の児童をいい、「中学生」とは中学校及びこれに相当する学校の生徒をいう。

別表第6 (略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づく施行日以後の利用に係る申請の受付、利用の許可、使用料の徴収その他必要な準備行為を行うことができる。